

戦後韓国における教育改革

KIM, Sooyeon / 金, 秀妍

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院 国際日本学インスティテュート専攻委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

国際日本学論叢 / 国際日本学論叢

(巻 / Volume)

9

(開始ページ / Start Page)

80

(終了ページ / End Page)

51

(発行年 / Year)

2012-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00008319>

相良匡俊先生退官記念論文

戦後韓国における教育改革

社会学専攻博士後期課程2年

金 秀 妍

はじめに

周知のように、第二次世界大戦の終結によって日本と韓国の学校教育は各々大きな転換の時期を迎えた。日本においては敗戦とともにアメリカ占領軍（GHQ）による教育改革が進められ、それまでの「超国家主義・軍国主義」の教育理念を廃し、教育基本法に基づく民主主義的教育への改革が断行された。一方、韓国（当時は朝鮮）では、日本の敗戦により、約35年間（1910年～1945年）の植民地支配から解放され、日本の植民支配体制の下で行なわれていた朝鮮民族及びその文化の抹殺という、いわゆる同化主義的教育政策が幕をおろすことになった。しかし、日本の敗戦による朝鮮の解放は、連合軍によって与えられた解放であったため、解放された民族による一つの独立国家としては認められず、米軍の指揮の下にある新たな支配構造のうちに、政治、経済、社会、教育といった様々な機構が米軍の管理・統治の下におかれた。以降、韓国は、35年という長きにわたって行われた植民地時代の教育を清算し、同時に民主主義的教育体制を確立するという大きな課題を前にして、1945年から1948年までの約3年間、米軍政期を迎えることとなった。

戦後韓国における教育改革

本論文は、全学校教育制度のなかで韓国の高等学校の機能と役割が歴史的展開の中でどのように位置づけられて始まり、どのように変化したかを解明するために、その第一段階として、韓国における高等学校制度の原点（出発点）である第二次世界大戦終結の直後1945年から、アメリカの指示に基づき、教育体制の基礎が確立する1949年までを研究対象の時期に設定し、以下の2点に焦点をあてて検討することを目的とする。

まず、第一に、韓国に対するアメリカの教育政策がどのようなものであったかを明らかにする。第二に、戦争終結直後の韓国が、アメリカの指針をどのように受け止め、さらに高等学校教育についてどのような構想を模策したのかを考察する。以上の2点については、米軍政期に作成された「新朝鮮人の朝鮮のための教育方針」及び「学校再開に関する一般方針」つまり、朝鮮教育委員会と教育審議会における「教育方針」をとりあげ、関連資料を確認しながら、考察を行なう。

第1章 戦前から戦後かけての韓国教育

戦後の韓国教育を理解するためには、植民地支配に置かれた35年間の特殊な政治的状况を考慮し、また、その理解が前提となる。というのも、韓国における植民地時代の影響は、35年という歳月を経た現在においても、なお重要な問題点を含み、韓国の社会に依然として強い影響力を与えているからである。したがって本章では、解放前の植民地時代における教育の実際について考察を行なう。また、日本の植民地支配から解放されてから以降、韓国が米軍政によって管理・統治されるまでの経緯とその歴史的背景についても考察する。

第1節 日帝植民地期の韓国教育

1910年8月29日、「韓日合併二関スル条約」によって、日本による朝鮮

に対する強制的な統治・占領政策が本格的に始まり、朝鮮は日本の植民地という異質な権力の下に置かれることになった。日本は朝鮮半島の支配において、その政治的基盤を確立するために、朝鮮総督府を設置し、朝鮮民族を徹底的に日本化することを目標に、社会全般にわたって植民地政策を行った。日本は植民地政策の一環として日本人教員を派遣するとともに、(朝鮮民族およびその歴史を抹殺することを目的に、四回にわたって「朝鮮教育令」を發布した。1911(明治44)年8月22日に公布された勅令第229号「第一次朝鮮教育令」¹⁾には、日本の植民地教育政策の具体的な方針と目的が次のように記されている²⁾。

第一章 綱領

一条 朝鮮ニ於ケル朝鮮人ノ教育ハ本令ニ依ル

二条 教育ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル国民ヲ養成スルコトヲ本義トス

三条 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ (以下省略)

五条 普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス (以下省略)

第二章 学校

第九条 普通学校ノ修業年限ハ四年トス但シ土地ノ状況ニ依リ一年ヲ短縮スルコトヲ得 (以下省略)

上記の条文からも分かるように、朝鮮民族に対する教育の最大の目的は、朝鮮の民族性を抹殺し、日本にとって忠誠な臣民を養成することであった。その目的は、時勢と民度に適合した普通の知識技能教育を受け、普通学校の教育年限を4年ないし3年と短縮した点にも明示されている。また、高等普通学校の規定については、第十一条から第十三条まで、女子高等普通学校については、第十五条から十八条まで記されており、その条文は以下

戦後韓国における教育改革

の通りである³⁾。

第十一条 高等普通学校ハ男子ニ高等ノ普通教育ヲ為ス所ニシテ常識
ヲ養ヒ国民タルノ性格ヲ陶冶シ其ノ生活ニ有用ナル知識技
能ヲ授ク

第十二条 高等普通学校ノ修業年限ハ四年トス

第十三条 高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上ニ
シテ修業年限四年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等
以上ノ学力ヲ有スル者トス（以下省略）

第十五条 女子高等普通学校ハ女子ニ高等ノ普通教育ヲ為ス所ニシテ
婦徳ヲ養ヒ国民タルノ性格ヲ陶冶シ其ノ生活ニ有用ナル知
識技能ヲ授ク

第十六条 女子高等普通学校ノ修業年限ハ三年トス

第十七条 女子高等普通学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ年齢十二年以上
ニシテ修業年限四年ノ普通学校ヲ卒業シタル者又ハ之ト
同等以上ノ学力ヲ有スル者トス

第十八条 女子高等普通学校ニハ技芸科ヲ置キ年齢十二年以上ノ女子
ニ対シ裁縫及手芸ヲ専修セシムルコトヲ得 技芸科ノ修業
年限ハ三年以内トス（以下省略）

このように、高等普通学校の教育年限は、男子の場合は四年、女子は三年であり、その基本方針は普通学校と同様に、大日本帝国の植民地人として忠誠を誓い、「生活ニ有用ナル」必要な実業教育のみを課すことであった。しかし、当時、日本における教育制度に関してみると、小学校が六年、

「朝鮮総督府中学校附属臨時小学校教員養成所」が設置されるなど、朝鮮人の教育より、日本人の教育が優先課題として考えられていたことが明らかである⁴⁴。すなわち、朝鮮教育令における教育政策は、朝鮮人に対する差別を反映したものであり、それは、教育年限の短縮、教育水準の低級化、教育機会と発展の抑制などという内容で具体化・制度化されていた。

ところで、この時期における朝鮮総督府の差別的・弾圧的な植民地政策は、着々とそのしくみを整えたが、このことは逆説的にも朝鮮民族の国権を回復しようとする民族主義的な精神を強く鼓吹することとなった。そして、民族解放への強い念願が、1919年3月1日、ついに全国的な独立抵抗運動となって展開することになる。それがいわゆる「三・一独立運動」にほかならない。「三・一独立運動」を契機として、朝鮮総督府としても、朝鮮民族の不満を吸い上げるために統治政策の改革を行なわざるを得なくなった。朝鮮総督府は、これまでの弾圧的な「武断政治」から「文化政治」に転換し、教育においても一部の修正が行われ、その教育方針が、1922年2月4日に「第二次朝鮮教育令」として公布された。「第二次朝鮮教育令」では、日本と同様の学校体系を採用し、教育年限を普通学校六年、高等普通学校五年、女子高等普通学校四年、実業学校三年または五年に延長した。しかし、実際には、ごく一部の学校だけが六年制への延長の対象となったに過ぎず、大部分の普通学校が四年制であった。また、制度の上では「大学令」によって高等教育機関に学ぶことを可能としていたが、実際に進学することは難しく、教育内容においても、依然として日本語の使用が支配的であり、差別的な教育実態は依然として変わらなかった。それは宗主国の歴史・地理教育を最優先し、侵略・支配された国家の歴史・地理教育を抹殺することで、朝鮮の民に宗主国についての知見を植えつける教育実践であった。

さて、日本は、日中戦争（1937年）及び太平洋戦争（1941年）を通じて、朝鮮を戦時体制の拠点としながら、戦争に必要な兵力・労働力を補うため

戦後韓国における教育改革

に「皇国臣民」という名目の下に強制的に多くの朝鮮人青年を戦場に動員した。朝鮮総督府は、このような戦時体制を支えるため1938年3月に「第三次朝鮮教育令」を公布し、制度上の差別撤廃を目的として朝鮮人と日本人の共学、いわゆる「相互入学」を許可した。また、この改訂では、教育課程と学校名称が日本人の通学する学校と同一に統一され、従来の普通学校、高等普通学校及び女子高等普通学校の名称が、小学校、中学校及び高等女子学校と改称され、通学年限においても小学校が六年へと一年間延長された。しかし、この時期には、朝鮮の民族的自主性のよりどころとなるべきものを抹殺しようとして、皇民化政策が頂点に達する時期であって、設備・施設においては日本人・朝鮮人を別個に扱う教育体制であることに変わらなかった⁽⁵⁾。

一方、太平洋戦争が全面展開されるに従い、日本の朝鮮に対する教育政策は、軍事的手段として用いられ、すべての学校教育はその機能を失い、軍事教育体制へと転換されていった。1943年に公布された「第四次教育令」の特徴は、軍事教育体制への転換である。軍事教育体制への転換により、中等教育年限は、五年から四年に短縮され、教育課程及び教育内容においても改訂がなされた。また、「皇国臣民の錬成」という教育方針のもとで、朝鮮人に対する同化教育が最も重要視され、その具体的な改訂内容を見てみると、まず、従来の分科中心の教育課程を統合教科に編成し、教科は「国民科」「理数科」「体練科」「芸能科」「外国科」の以外に「修練」が追加された。授業時間は、「体練科」が学年ごとに週5時間から6時間に増え、「外国科」は週5～6時間から4時間と大幅に短縮された。また「皇民化政策」をより徹底するために、「国民科」における日本の歴史・地理及び日本語の教育が強調・強化され、一方、朝鮮語・歴史・地理は完全に削除された。

以上のように、日本の植民地時代における教育政策は、政治的な手段として学校教育が用いられ、その結果、朝鮮民族に民族の自主性及びその民

族独自の価値観、固有の文化の喪失などの社会的混乱をもたらした。このような教育政策は、朝鮮人の教育機会を制限し、高等教育発展を抑制・統制するという形式で具体化されていたのである。

第2節 戦後の解放と米軍政の開始

1945年7月25日、トルーマン大統領は、日本に対して原子爆弾による攻撃を行うことを決定し、同年8月6日に広島市、9日に長崎市に原子爆弾が投下された。当時、アメリカの原子爆弾開発に関する情報をほとんど把握していなかった日本は、さすがに大きな衝撃と甚大な被害を蒙った。1945年8月14日、日本はポツダム宣言を受諾し、8月15日の正午に昭和天皇の玉音放送が流れ、これとともに、ついに朝鮮は解放を迎える。

第二次世界大戦以降は、世界各地の植民地で独立運動が盛んになって、連合軍の勝利による新たな権力の形成と植民地独立運動が激しく衝突する時期であった。また、植民地体制の崩壊は、ソ連を中心とする社会主義体制と連合軍を中心とする資本主義体制という二つの異なる政治・社会を作り出し、旧植民国はこの二つのどちらかの陣営に属する運命に置かれた。このような世界情勢のなか、朝鮮半島もその例外ではなかった。太平洋戦争が終結するに先立ってアメリカは、朝鮮に対して信託統治方式を適應することを構想していた。しかし、ソ連が参戦することで状況は大きく変わり、アメリカは、朝鮮半島に対する影響を確保しながら、ソ連の影響力を牽制・抑制するために、緊急に朝鮮半島38度線を境界とする分割占領政策をソ連に提議した。1945年8月15日、一般命令第1号(General Order No.1)により、南北分断占領政策は準備不足のまま行なわれることとなり、民族分断の歴史は現在に至る。このように、米軍政による統治は、韓半島がソ連侵略の拠点になることを防止するための、戦略的緊急装置にすぎなかったのである。

さて、1945年8月18日、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーは、

戦後韓国における教育改革

日本の沖縄に駐屯していた米第10軍第24軍団の司令官ホッジ（Hodge, John. R.）を占領軍司令官に任命した。朝鮮占領軍司令官に任命されたホッジは、軍人としては優秀だったが、当時、アジアを含めて、朝鮮についてはまったく専門的な知識がなかった。沖縄を出発し、同年9月8日に朝鮮の仁川に上陸したホッジは、朝鮮総督阿部信行から降伏文書の調印を受け、午後4時30分に総督府正門に掲げていた日の丸を降下するように命令した。しかし、朝鮮の国旗が掲げられることはなく、アメリカの国旗が掲げられることになる。これは、韓国に対するアメリカの占領政策の性格をよく表象しており、このような米軍政の性格は、1945年9月2日にホッジが発表した布告令にも表れている。ホッジは次のように述べている。

朝鮮は日本帝国の一部として、我らの敵国である。したがって降伏条件に服従しなければならない。また、せめて初期における対朝鮮占領政策は、日本の行政機関を通じて実施する必要がある。朝鮮人は自主独立を望んでいるが、この点に関しての連合国の政策は、私が知っている限り、まだ形成されていない⁶⁾。

このように、アメリカは、朝鮮を「解放国」ではなく、「日本帝国の一部として」とらえ、さらに、敵国と規定しながら、すべての戦後処理をアメリカの軍事的統治によることとする方針を明らかにした。さらに、降伏文書第5条には「日本人文務官は、連合軍司令官により免職されない限り、現職に就き、職務を遂行すること」を命令し、朝鮮を日本と同様の国として扱いしていたことを裏付けている。このことは、のちに、植民地政策の残滓をそのまま継承する最も大きな原因となった。これはまた、朝鮮に対するアメリカの政策が如何に準備不足であったかを表している。

1945年9月11日、ホッジは米陸軍第7歩兵師団長のアーノルド少将（Archibald V. Arnold）を軍政長官に任命し、また教育部門担当にロッカ

ード (Earl. N. Lockard) 大尉が就任した。1945年9月19日、朝鮮米陸軍司令部「軍政庁」[Military Government] という公式名称が定められ、同時にその施政方針が発表された。米軍庁の占領軍としての性格が最も端的に表れている施政方針は、以下の通りである⁷⁾。

軍政庁というのは、‘人民の、人民のため、人民による’民主主義政府を建設するまでの過渡期間において、北緯38度線の以南の朝鮮地域を統治・指導・支配する連合軍総司令官の下に、米軍により設立された臨時政府のことである。軍政庁は、朝鮮半島南部における‘唯一の政府’であり、軍政庁の本部が道・府・郡にすでに設立されている各機関を運営する。軍政庁の唯一の任務は、朝鮮の福利上の堅実な政府と健全な経済の基礎を確立することである。

したがって、これは韓国国民がただ軍政庁の命令に忠実に従い、軍政庁に協力することによってのみ実現されるものである。命令に従わなければ独立の日を延期させ、処罰を与える原因を作るのみである。軍政庁は従来の文官任用制度については、根本的な改革を考慮していないが、種族あるいは民族、または政治的な関係による差別的待遇に関するすべての法令・法規などは撤廃させる意図をもっていた。

上記の施政方針からも分かるように、軍政庁は韓国に対して敵対的・強圧的な態度を示しながら、警告の形式をとって指示をしていた。アメリカにとって、朝鮮半島は自国の政治的・戦略的目的を達成する手段にすぎなかった。そのため、朝鮮内の社会的混乱と政治的不安を治めることが最も重要かつ緊急な課題であり、その社会的混乱と不安を規制するためにアメリカは軍政による強圧的・直接的な統治形態をとったのである。

以上のとおり、韓国は、解放と同時に、植民地政策の残滓と民族共同意識の回復という大きな課題を残したまま、アメリカ軍政による直接的な統

戦後韓国における教育改革

治を受けることとなった。

第2章 戦後の教育改革

解放後、米軍政の占領政策は、植民地時代の旧統治行政機構をそのまま利用することで改革に着手した。教育政策においては、ロッカード (Lockard) 大尉⁽²⁾ を学務局長とし、韓国人の金性洙が顧問に任命され、旧朝鮮総督府の学務局によって改革が行われた。米軍政庁学務局は、1945年9月11日の発足当時、1) 学務課、2) 編修課、3) 検定課、4) 企画課、5) 文化福祉課、6) 気象課、7) 総務室という7つ部署で構成された。以降、1946年3月29日に旧総督府学務局は、文教部に改称され、学務局長の傘下には、韓国の各学界の指導者および教育知識人で構成された「韓国教育委員会」および「朝鮮教育審議会」の二つの教育諮問機関を設置することとなった。

本章では、米軍政による教育政策の性格を明らかにし、その具体的な内容及び指示についての考察を行なう。また米軍政期に構成された「朝鮮教育委員会」及び「朝鮮教育審議会」の機能と役割についても分析する。さらに、教育政策の樹立において、米軍政の指示を韓国側がどのように受け止め、実際にどのような改革を行なったかについて検討する。

第1節 米軍政期における教育政策と基本方針

米軍政は、解放直後の政治的・社会的混乱および食糧不足などの多くの課題を解消しながら、一方で社会主義に基づく民族革命運動を阻止し、朝鮮半島南部に対するソ連の影響力を防止しなければならなかった。当然のことながら、アメリカは、自国の政治的な立場を強化するために、韓国社会に自由民主主義に基づく社会体制を形成することを占領政策の最大の目標としていた。このような状況のなかで学務局長に就任したロッカード

国際日本学論叢

(Lockard) 大尉は、さっそく、教育改革に着手した。しかし、彼は韓国に関する知識や情報をほとんど持たず、教育行政を指導すべき能力や経験も足りなかった。このような状況は、韓国にとって不幸なことであったが、同時に幸いであったかもしれない。というのは、当時、ロッカードの朝鮮に関する教育的指導性が欠如していたために、彼は、最初から朝鮮知識人の意思を尊重し、その知恵と判断に依存することが多かったからである⁹⁾。すなわち、朝鮮に関する予備知識があまりにも不足していたために、米軍庁は、当初から朝鮮教育者らを積極的に登用したのである。

そのような状況のなかで、ロッカードは朝鮮の教育制度に関する報告書の提出を指示し、また、教育改革を行うにあたって朝鮮側に協力と助言を求め、朝鮮教育者らを集めるよう要請した。ロッカードの要請を受け、1945年9月16日に教育各界を代表する指導者7名が選ばれ、「朝鮮教育委員会」(The Korean Committee on Education) が構成された。

米軍庁学務局と朝鮮教育委員会は、朝鮮教育の再建について検討を行い、戦争のために休校となっていた各種学校の再開を指示した。この応急措置は9月17日に「新朝鮮の朝鮮人のための教育」と題する一般命令第四号および軍政法令第六号となって公布された。一般命令第四号および軍政法令第六号の条文は以下の通りである¹⁰⁾。

在朝鮮美国陸軍司令部軍政廳

法令第六号

一般命令第四号ヲ下(本文には左)ノ如ク改正ス

第一条 公立学校ノ開校

第二条 私立学校

第三条 種族ト宗教

第四条 教訓ノ用語

第五条 課程

戦後韓国における教育改革

第六条 教師

第七条 学校建物

第一条 公立学校ノ開校

朝鮮ノ公立学校ハ一九四五年九月二十四日月曜日ニ開校スルコト、
朝鮮児童ニシテ六歳ヨリ十二才ニナルモノハ登録スルコト、其ノ他
ノ私立学校ノ開校ハ後日指令ニヨリ指示ス

第二条 私立学校ハ学務局ノ許可ヲ受ケ開校スルコト

第三条 種族ト宗教

朝鮮学校ニハ種族ト宗教ノ差別ナキモノトス

第四条 教訓ノ用語

朝鮮学校ニ於ケル教訓用語ハ朝鮮語トス、朝鮮語ニテ相当ナル教訓材
料ヲ活用スル迄ニハ外国語ヲ使用シテモ妨ゲナシ

第五条 課程

朝鮮ノ利益ニ反スル課目ハ此ヲ教授又ハ実習スベカラズ

第六条 教師

凡ベテノ朝鮮小学校教師ハ最寄りノ学務課ニ登録シ、一九四五年九
月二十四日月曜日ニ教訓ヲ始メルベク準備スルコト、其ノ他ノ朝鮮人
教師ハ一九四五年九月二十四日ヨリ二

十九日迄ニ最寄りノ学務課ニ登録スルコト

第七条 学校建物

凡ベテノ学校建物ニシテ美国陸軍ニ占有サレタモノヲ除外シ現今教
育以外ノ目的ニ使用スルモノハ即時引渡、清掃、整頓シテ学校トシ
テ使用デキルヨウニスルコト

一九四五年九月二十九日

在朝鮮美国陸軍司令官ノ指令ニヨリ

朝鮮軍政長官 美国陸軍少将 エ・ヴィ・アーノルド

この法令では、公立初等学校を再開すること、そして、日本植民地時代に4年ないし5年とされていた初等教育の授業年限を、6歳から12歳までのすべての児童を対象として6年間に延長することを指示している。また、教育課程については、朝鮮語を使用するとともに、その内容において、朝鮮の利益に反する科目を禁じることを命じている。米軍庁学務局は、この法令により、まず、1945年9月14日より初等学校を再開すること、10月1日より中・高等教育機関を再開することを指示した。米軍政学務局により最初に出された「新朝鮮の朝鮮人のための教育」は、学校の再開および朝鮮語の使用など、教育の応急措置について大枠を指示してはいるものの、新しい教育課程とその改革について具体的な方針を指示するまでには至らなかった。しかし、ここで注目すべき点は、この法令が植民地時代の朝鮮総督府の職員によって起案されたことである¹¹。上に述べたように、米軍庁学務局は、植民時代の朝鮮総督府および学務局の組織をなんら点検することもなく、原状のまま受け継ぎ、改革に着手したのである。このような状況のなかで、植民地教育色の払拭に向けて作成されるべき最初の教育改革が、日帝時代の組織を通して行なわれていたということは、歴史の逆説とはいえ、決して見逃してはならないところだろう。

法令六号の公布に次いで同年9月22日には、より詳細かつ具体的な教育方針、「学校開校に関する一般方針」が公布された。ここで強調している教育政策に関する基本方針は、次の三つに要約することができる。第一は、日本植民地支配の残滓の払拭であり、第二に、平和・秩序・順法精神の維持、最後に、実用教育と芸能・体育教育の重視である。最初の教育方針「新朝鮮の朝鮮人のための教育」に比較すると、学校再開にあたっての基本的方向は設定されてはいるが、具体的な施策および実際の学校運営に関して不十分なものである。解放後の過渡期における政治的・社会的混乱を収拾することが米軍庁の第一目的であったことを考えると、教育政策もまた、これらの目的に沿って推進され、教育機関の運営・再開という表面的

戦後韓国における教育改革

な政策のみを採用したのである。

同年10月21日、軍政長官アーノルドは学務通牒第352号「学校の説明と指示」を公布した。ロッカードと「朝鮮教育委員会」によって立案されたこの指針は、朝鮮教育に関するアメリカ側の最初の具体的かつ体系的な教育構想であり、米軍政下における対韓教育政策の特性が最もよく表れたものである。10月21日、学務局は、各学校に教育課程および教育行政体制などに関する指示を出すとともに、米軍庁学務局の任務とその責任の範囲を明示しながら、その基本方針を明らかにした。原文は本稿では省略するが、以下、学務通牒第352号「学校の説明と指示」の要旨を示し、考察することにする¹²⁾。

まず、第一に、米軍政は改革より現行体制の維持、また、朝鮮国民の教育的要求より米軍政機関の利益を最優先した。

第二に、米軍政は日本統治時代の教育行政制度を踏襲し、教育行政公務員を勅任・奏任・判任官に分ける職級制を約8ヶ月間使用した。

第三に、米軍庁学務局は、すべての初等学校のエデュケーション・コースを準備し、学校教育担当は、従来の二部制授業を可能な限り全日制にするように努力することを指示している。二部制学校と全日制学校のエデュケーション・コースについては、日本統治時代のエデュケーション・コースに比べるとより具体的なエデュケーション・コースが提示されているが、削除・増設された科目と授業時間に対する根拠・説明は示されていない。

第四に、米軍庁は、公立中学校・実業学校・師範学校のエデュケーション・コースを新しく編成・規定し、各科目および授業時間、暫定的なカリキュラムを設定した。この規定により、英語教育に対する授業時間が大幅に増加した。

第五に、各府都県の学務局および学校関係者は、毎月15日と月末に、次のような項目に基づいて報告書を提出することを命じ、教育行政制度を体系化した。この指示により、米軍庁の職員、さらに韓国人関係者らも①初等学校の開校数（私立・公立区別）、②初等学校の在学学生総数、③初等学

校の教員の数（校長を含む）、④中学校および高等学校も同様に報告、⑤学生の動向を報告、⑥その他、質問・提案事項・問題点などを possible の限り、英文書で報告することを指示した。

第六に、米軍庁学務局は、学校運営に必要な財政を生徒個人が負担する授業料と地方財政によって運営することを規定した。つまり、公立高等学校の財政支援は国税によって運営し、公立初等学校および中学校の財政は、国税支援と地方税によるものと規定したのである。また、各級学校は、従来通り、生徒から授業料を徴収することが認められた。この規定は、アメリカ式教育財政であったため、当時の状況では、現実性・実効性が徹底的に欠けた支援策であり、日本統治時代の月謝制度を民主主義的なものに改めたものに過ぎなかった。

第七に、公私立初・中等学校の教科書は準備・印刷中であり、国語教科書の編纂には相当の時間を要するために、各級教員は、日本文教科書を教用に改めて教えることを指示した。

アメリカ側は、韓国教育の再建に向けての第一歩は踏み出したものの、当時、韓国の時代状況や教育的要求などについての十分な検討は行なわれず、日本統治時代の教育をアメリカ式民主主義教育へと改めたものに過ぎなかった。このことは後に、教育のあらゆる面で日本植民地時代の残滓が依然として存在する原因のひとつともなった。

さて、米軍庁学務局は、1946年2月13日に、各級学校関係者あてに「朝鮮の新教育制度の構造」を発した。朝鮮教育審議会の建議に基づき、新たに定められた学制では、特に日本統治時代に抑制された「教育の機会」と、中・高等教育への重要性が強調され、新しい制度を通じて実現することを明示している。原文とその具体的な内容は次の通りである¹³⁾。

戦後韓国における教育改革

韓国の新教育制度の構造

在韓 米軍政庁学務局、韓国ソウル

1946年2月13日

1. 韓国の学制制度の再編成を朝鮮教育審議会が建議し、学務局が承認した。新制度は1946年9月2日より施行される。現行制度は1946年7月27日までとする。その内容は次の通りである。
2. 学校の種類と名称
 - a. 幼稚園、1～2年、4～6歳の児童を対象とし、幼稚園という名称を使用する。
 - b. 初等学校、6年、6～13歳の児童を対象とし、国民学校という名称を使用する。
 - c. 中等学校
 - ① 中学校、6年、12～18歳の学生を対象とする。
 - ④ 初級中学校、3年、12～15歳の学生を対象とする。
 - ⑤ 高等中学校、3年、15～18歳の学生を対象とする。
 - ② 師範学校、3年、15～18歳の学生を対象とする。
 - d. 大学及び大学校、4年制（4・6年制の医科大学は除く）
 - (1) 短期大学及び総合大学レベルの学校は '大学' (great school) という名称を使用する（短期大学及び総合大学）。
 - (2) 単一の学部によって組織される大学は '大学' (college) と称し、複数の学部によって組織される大学は '大学校' (university) と称する。
 - (3) 教師を教育・養成する大学は師範大学 (normal great school) と称する。
 - (4) 専門学校を含む専門化された大学は、その専門分野を学校名称に付ける。例えば、ソウル音楽大学。
 - (5) 医科大学。

(6) 大学院、(4年制大学課程以外の1年以上の期間?)。

3. 入学条件及び学校間の関係

- a. 国民学校を卒業したものは、すべての中学校入学試験を受験する資格を有する。
- b. 中学校を卒業したものは、高等学校及び師範学校入学試験を受験する資格を有する。
- c. 中学校及び師範学校の卒業生は、大学校の入学試験を受ける資格がある。

4. 従来の体系から新たな体系へ転換する際の調整方法

- a. 国民学校。現行の2年制高等科を廃止し、当該学校生徒は適切な中学校の学年に入学する。
- b. 中等学校
 - ① 1946年度卒業予定の学生(現在4年生)は、卒業あるいは高等中学校2年生に進学することができる。
 - ② 1946年度卒業予定の学生は、卒業後暫定的に大学に設ける2年制予科課程試験を受け、大学に進学することができる。
 - ③ 1946年度卒業予定の学生は、現在の3つの短科大学の入学試験を受けることができる。1946年度にこのような短科大学へ入学する学生は、(3年課程に進学することができる。これらの短科大学は1949年に大学校とする。
 - ④ 現在の中学校1年生から3年生までの学生は、新制度の下で適切な学年に入学することになる。
- c. 大学校(以下中略)
- d. 学年
 - ① 学年を次の二つの学期とする。

- 1 学期、9月最初の月曜日から2月最後の土曜日まで
- 2 学期、3月最初の月曜日から7月最後の土曜日まで

戦後韓国における教育改革

兪億兼
韓国人局長
学務局

ロッカー大尉
美国人局長
学務局

新たに制定された上記の教育制度には、その後、韓国教育の方向を決める三つの重要な改革が含まれている。第一は、6-3-3-4を基本とする学制である。6-3-3-4という学制制定により、日本統治時代に短縮されていた教育年限は延長されたが、アメリカ式教育制度をそのまま受け入れたため、その実現においては数々の困難に直面し、事実上、不可能であった。当然のことながら、この新学制は多くの学者から様々な批判を浴びることになる。このことについて、当時、教育審議会の一人であった呉天錫は次のように語っている¹¹⁾。

米国の学制は洲によって異なっており、一律的なものではない。当時、米国の各洲では様々な形の学制が用いられており、そのなかで、最も広く採用されていたものは、8-4-4制であって、その次が6-3-3-4であった。(中略) 6-3-3-4制度は相当の心理学のおよび教育的な根拠があるもので、他の学制より優れた点が多かったことからこれを採用したのである。

第二に、従来の日本式の複線型学校体系を廃止し、単線型へと改め、上級学校へ進学する機会を拡大するとともに、教育機会均等を図ったことである。米軍政において教育における民主化は、朝鮮の共産主義化防止という側面においてもっとも重要な課題であったため、言うまでもなく、教育の民主主義と密接なかわりをもった。

第三に、人材養成という教育政策の一環として行なわれた高等教育に関する数々の機関の設置である。日本植民地時代には認められなかった大学

の設立が、「脱日本化」及び「独立国家建設」という目的と相まって、この規定により早くも認可・実施されるようになった。このことは、後に、中等教育を単なる大学進学のための準備教育機関へと転化する結果となり、また、爆発的に高まった教育熱と教育人口の増加は、激しい受験競争をもたらす原因となった。

以上の考察が明らかにしているように、米軍政統治下における教育改革は三年という比較的短期間に行なわれたにもかかわらず、その後、韓国教育に大きな影響を及ぼすものとなった。本稿では、主に米軍統治の初期における教育政策とその基本方針を取り上げたが、3年間の米軍統治時代を通じて展開された対韓教育政策には次のような特徴がみられた。米軍政は、韓国の特殊な教育条件・要求などを考慮せず、教育のあらゆる面に「アメリカ民主主義教育」を導入し、また、アメリカの国家利益を優先した。さらに、新しい教育制度の制定と改革を行なうにあたって、深く関わることを避けながら、積極的に韓国人を採用し、多くの面で彼らにゆだねる形をとった。つまり、米軍政は、韓国教育に対する長期的な教育政策を実現していく基盤を作り出したのである。その機能を担当したのが、まさに「朝鮮教育委員会」および「朝鮮教育審議会」にはかならなかった。米軍政は「朝鮮教育委員会」および「朝鮮教育審議会」の形成を通じて、韓国教育の方向を決定する制度的枠組みを作りあげ、その結果、米軍統治の終了後は、「教育委員会」および「教育審議会」によって、韓国教育の再建に向けた作業が着々と行なわれることとなった。

第2節 朝鮮教育委員会と朝鮮教育審議会の役割

第一節では、米軍政庁学務局による教育政策とその方針について概略的に明らかにし、朝鮮人が自主的・主体的な立場に立った朝鮮教育の土台を作ることが可能となった経緯と背景を記した。本節では、「朝鮮教育委員会」（以下教育委員会）と「朝鮮教育審議会」（以下教育審議会）における

戦後韓国における教育改革

教育再建の動きとその具体的な内容を、高等学校教育に焦点を当てて検討していく。

前述のとおり、軍政庁学務局長に就任したロッカード大尉は、当初から朝鮮教育者を積極的に登用した。そのなかで、とりわけ、教育政策や「教育委員会」および「教育審議会」の人員構成などに大きな影響力をもち、中心的な役割を果たした人物が、呉天錫であった。ロッカードは呉天錫の推薦により各教育界を代表する教育者らと会談し、教育諮問委員会に加わるよう要請した。1945年9月16日、呉天錫とロッカードは、再び彼らを招請し、投票を通じて各教育分野の代表者を選出し、その結果、金性洙、金性達、兪億兼、玄相允、金活蘭、白樂溶、崔奎東の7名が選ばれ、学務局の最初の諮問委員会である「朝鮮教育委員会」が組織された。1945年9月22日には、金性洙が教育担当官の顧問に就任したため、その後任として白南薫が任命され、さらに11月には、医学教育、農業教育、学界代表の3名が加わり、「教育委員会」のメンバーは10名となった。【表1】は、教育委

【表1】朝鮮教育委員会の政治・社会的背景と経歴

氏名	分野	宗 教	所属政党	学 歴
金性達	初等教育	-	-	師範学校 (韓国)
玄相允	中等教育	キリスト教	韓 国 民 主 党	早稲田大学 (日本)
兪億兼	専門教育	キリスト教	韓 国 民 主 党	東京帝国大学 (日本)
白樂溶	教育全般	キリスト教	韓 国 民 主 党	イエール大博士 (米国)
金活蘭	女子教育	キリスト教	独立促成夫人会	コロンビア大博士 (米国)
金性洙	高等教育	-	韓 国 民 主 党	早稲田大学 (日本)
崔奎東	一般教育	-	韓 国 民 主 党	광신商業高等学校 (韓国)
尹日善	医学教育	キリスト教	-	京都帝国大学 (日本)
趙伯顔	農業教育	-	-	九州帝大学 (日本)
鄭寅普	学界代表	-	-	漢学、東洋学専門
白南薫	高等教育	キリスト教	韓 国 民 主 党	早稲田大学 (日本)

出所：임종국著「日帝末、新日群像の実態－解放前後史の認識」한길사, 1979年。

이광호著「米軍政の教育政策－解放前後史の認識2」한길사, 1985年。

上記の文献を基に作成。

員会の構成メンバーの政治・社会的背景と経歴を示したものである。

韓国教育の方向づけに大きな影響を与えた教育委員会の構成は、【表1】からも分かるように、次のような特徴を持っている。まず、朝鮮教育委員会メンバーのほとんどが海外留学を経験しており、そのうち6名が日本、2名が米国であった。教育委員会の主要メンバーは米国に関する豊かな知識と高い英語能力を持っており、また、日本で高等教育を受けた教育者たちは、帰国後、新日派という印象を払拭するために、米国に積極的に協力していた。この点が、教育委員会の最大の特徴というべきものであった。教育委員会のメンバーの構成において海外留学派が多かった理由として考えられるのは、まず、植民時代の影響である。日本植民地時代において、朝鮮人は高等教育を受ける機会が極めて少なく、制限的であった。そのため、一部の富裕層あるいは知識人層は、海外留学という道を余儀なくされていた。もう一つはアメリカ側の戦略的な目的にあった。すなわち民主主義思想を韓国社会に普及することを目的とし、教育をその手段とすることを考えたので、アメリカに親近感を持ち、アメリカの立場に協力する者を選出したのである。こうした特徴は、政治的傾向からも明らかである。彼らの多くが、社会主義・共産主義に対抗する右派政党の出身者、すなわち、大半が韓民主党に所属していた。また、彼らの多くがキリスト教信者であったことも注目すべき特徴であろう。

教育委員会は、当時、学務局の教育諮問機関として発足したが、実質的には、各教育部門にわたる重要な事項を審議・決定するという大きな権限を有した。教育委員会における具体的な役割とその活動については、次の五つに要約できる¹⁵⁾。①学務局の再組織に関する業務、②休校状態の学校を再開すること、③朝鮮総督府学務局の日本人官僚および日本人教師の解雇などの人事問題、④教育行政官の任命、⑤その他、諮問を求められた事項に対する答申などである。教育委員会における活動と役割は、米軍政庁より非常に高く評価され、その後、1946年5月に任務を終え、解散した。

戦後韓国における教育改革

教育委員会とともに、解放後の教育改革に最も中心的な役割を果たしたのは「朝鮮教育審議会」である。米軍庁学務局は、長期的視野にたった教育政策を模索するにあたって、韓国人側に多くの協力と助言を求め、審議会の結成を要請した。1945年11月23日に、アメリカ人職員と韓国教育者を含めて、約100余名が集められ、教育審議会が組織された。教育審議会は、第一分科委員会（教育理念担当）、第二分科委員会（教育制度）、第三分科委員会（教育行政）、第四分科（初等教育）、第五分科委員会（中等教育）、第六分科委員会（職業教育）、第七分科委員会（師範教育）、第八分科委員会（高等教育）、第九分科委員会（教科書）、第十分科委員会（医学教育）と、合計10の分科委員会に編成された。各分科委員会は、毎週1回ないし3回の会合を開き、関連事項について審議・決定し、その結果を全体会議にかけて報告した。全体会議では、再びその事項について審議を行い、最終判断を下すのであった。このような手順で行われた合意事項は最終的に学務局に対して建議され、教育改革案として、ほぼ修正なしに採択された。1945年11月に始まった審議会は、1946年3月7日の全体会議を最後にその任務を終える。その間、延べ105回の分科委員会と20回の全体会議が開かれた。

教育審議会の構成員とその特徴については、教育委員会と共通している点が多かった。まず、62名の韓国人委員のうち、40名が日本および米国などでの留学経験者であり、学歴が高かった。ここでもまた委員のうちに多数のキリスト教信者を数えた。海外留学の経験を通じて西洋文化と接する機会が多かったため、彼らの多くは、当時、珍しかったキリスト教の信者であることが、比較的多かったのである。また、政治的な側面においても、教育委員会と同様に、保守的・反共産主義的な立場に立つ韓国国民党の所属メンバーが多く、日本植民地時代に消極的な抵抗運動を展開した、いわゆる穏健な民族主義者が少なくとも過半数以上を占めていた。

教育審議会の活動は、4か月という短い期間で終わったが、義務教育の

確立、教育課程および教育理念の設定など、教育全般にわたって本格的な改革を行ない、韓国教育の方向づけに最も中心的な役割を担った。

では、教育審議会は、高等学校教育についてどのような構想を模策したか。具体的な改革案をとりあげながら考察する。

審議会の第二分科委員会（教育制度担当）は、1945年12月5日に新学制に関する基本事項を審議・決定し、新学制の基本枠組みを決定した。新学制の実施とともに、教育審議会は1946年2月16日に、中等教育に関する建議案を学務局に建議・報告した。その具体的な内容は次の通りである⁽¹⁶⁾。

「教育機関の計画に関する件

1. 上級学校における進学数の標準

- 1) 国民学校の卒業生のうち、3分の1を中等学校へ進学させること。
- 2) 中等学校の卒業生のうち、3分の1を高級中等学校へ進学させること。
- 3) 高等中学校の卒業生のうち、6分の1を大学へ進学させること。

2. 文科学校の受容人数と実科学校の受容人数の比率

- 1) 中等学校では、文科を4とし、実科を6とする。
- 2) 高等中学校及び大学では、文科を3とし、実科を7とする。

3. 実科学校における定員の各分科別比率

- 1) 中等教育機関：農業学校40%、工業学校30%、商業学校20%、その他10%（中略）」

上記の建議案は、ほぼ修正なしに採択され、【表2】が示すとおりの新学制が実施された。内容をみると、従来の4年制公立中学校・実業中学校は、6年一貫制の初級・高級中学校、もしくは3年制の初級中学校・初級実業中学校とする。高級中学校、つまり、高等学校においては、従来の2

戦後韓国における教育改革

【表2】教育審議会第2分科委員会の教育制度に関する審議・決定内容

初 等 教 育	国 民 学 校	6-11才	6年間
中 等 教 育	初 級 中 学 校	12-14才	3年間
	初級実業中学校	12-14才	3年間
	高 級 中 学 校 (高等学校)	15-17才	3年間
	高級実業中学校 (高等学校)	15-17才	3年間
教 師 教 育	師 範 学 校	15-17才	3年間
高 等 教 育	大 学	18-21才	4年間
	大 学 院	22才以上	1年以上

出所：東亜日報、1947年10月1日付。

年制を1年延長して3年制の高級中学校・高級実業中学校とし、男女共学を原則とした。日本植民地時代に抑制されていた教育へ関心と熱意は、まさに爆発的なものであり、特に、中等教育は飛躍的な成長を見せた。米軍庁学務局と教育審議会は、新国家建設において有能な人材を養成することを中等教育の目的としながらも、教育における機会の均等を確実に実現した。米軍政下における中等教育機関の量的成長をみると、1945年度に比べて、1946年度には学校数が28%、教員数31.3%、生徒数が56%の増加を見せている。1947年においても、約半年の間に学校数12%、教員数29%、生徒数44%の増加率を示しており、解放当時と比べて、生徒数は約3倍に増加している⁽¹⁷⁾。政治的・社会的な混乱、そして貧困という劣悪な状況のなかで、朝鮮国民の教育への熱意がいかに高かったかがうかがえる。この時期から、高等学校は、初等教育と高等教育の中間過程としての役割を持つようになり、また、実社会へと繋がる教育段階として実業教育の完成の機能をも担うようになった。

新学制の実施にともなって、カリキュラムの全面的な改革が行われた。新しいカリキュラム編成は、米軍政学務局と教育審議会がもっとも重点を置き、力を入れた部分であった。ことに、中等教育のカリキュラム編成は、1946年5月に組織された委員会に委ねられたが、そのメンバーをみると、

アメリカ人3名と韓国人3名の合計6名からなっていた。他の諮問委員会の構成からみても、アメリカ側は多数のメンバーを送り込んでおり、力を入れていたことが理解できる¹⁸⁾。こうして構成されたカリキュラム委員会が中心となり、高級中学校（高等学校）における新カリキュラムの大枠が定められた。新カリキュラム編成において、同委員会は、審議会が打ち出した科学教育と職業教育の重視という方針を受けて、選択科目を拡大し、同時に日本式教育を払拭することを最も重要な課題とした。高級中学校のカリキュラムに関しては、特徴として、以下の四点をあげることができる。

まず、第一に、高級中学校（高等学校）においても、初等教育と同様に、従来、3つに分けられていた公民・地理・歴史科目を社会生活科の新設によって統合したことである。社会生活科の新設は、アメリカの影響を強く受けたものであり、従来のカリキュラムは教科書中心であったが、これを変更して経験と生活を重視し、総合的な学習能力を習得させることを目指したものである。しかし、一面では、社会科の導入は、アメリカ式民主主義を韓国社会に普及・実現させる手段として考えられていた。また、当時、朝鮮半島南部のみをアメリカが軍政下においているという状況のなかで、社会が直面している様々な問題や実態に対する議論を回避しながら、アメリカ軍政の観点から一方的に見た見解を強調し、さらに一般的な議論の形で教えることによって、混乱と論争の余地を無くそうとしたことは争えない。第二に、社会科とともに、英語科目を新設した。英語の授業時数は、国語とほぼ同じ割合を占めており、英語教育が重視されたのである。解放後、朝鮮語の教材がほとんど準備されていない状況のなかで、英語教科編成と時間配当は、米軍政の占領政策及び文化的優越主義が教科課程に反映されたものであった。この結果として、その後現在にいたるまで、韓国社会において英語教育は初等教育段階から重視されることとなった。第三に、授業科目を必修と選択に分別する制度の導入である。前述したとおり、カリキュラム委員会は、審議会からの要請を受けて、生徒の興味と能力に応

戦後韓国における教育改革

じた多様なカリキュラムを編成することに重点を置いた。これを実現する方法の一つとして、全生徒が履修すべき科目を必修科目とし、その他に、生徒の自由な選択に委ねられる選択科目を置く制度を導入したのである。第四に、1946年2月に教育審議会で採択された科学教育振興策を反映して、職業教育・理科教育の占める割合を高くしたことがあげられる⁽¹⁹⁾。

以上、「朝鮮教育委員会」及び「朝鮮教育審議会」における教育改革を、高等学校に焦点を当てて検討した。米軍政は、朝鮮の教育改革を行うにあたって、アメリカ主導による一方的な改革を避け、むしろ朝鮮側の教育者を積極的に登用しており、彼らに多くの権限を委ね、その意見を大いに採用した。しかし、アメリカ側は、外見上は朝鮮側の意向を尊重しながらも、占領政策の基本方針に基づき、教育を民主主義思想の普及手段として利用しようとしたことは否定できない。例えば、カリキュラム編成においては、アメリカにおける教育を参考として英語科目と社会科目が新設されている。アメリカ軍政当局はこうした教育政策の立案にあたって、「朝鮮教育委員会」、「朝鮮教育審議会」二つの委員会に、アメリカ側と価値観を共有し、米軍政庁に協力的・友好的な人物を選出したのであった。

第3章 結 論

本稿では、主に米軍統治の初期における教育政策とその基本方針を取り上げたが、3年間の米軍統治時代を通じて展開された対朝鮮教育政策には次のような特徴がみられた。米軍政の朝鮮に対する教育政策の目的は、朝鮮の教育発展に基づく独立国家の建設ではなく、アメリカの国家利益を優先し、その戦略的な目標に照準を合わせた教育改革であった。このため、朝鮮の特殊な教育条件及び要求などを考慮せず、教育のあらゆる面に「アメリカ民主主義教育」を導入し、教育を民主主義思想の普及手段として用いた。このことは、「朝鮮教育委員会」・「朝鮮教育審議会」の構成メンバ

国際日本学論叢

一の人選からも明らかになる。米軍庁は、委員会の構成にあたって、アメリカ側と価値観を共有し、米軍庁に協力的・友好的な人物を選び、また、反社会主義・反共産主義の政治的傾向を持つ者を優先して選出したのであった。そのため、朝鮮は、日本植民地時代に、日本側に協力した多数の親日派が継続して現職に留まる結果をもたらした。

高等学校教育における実際の改革案については、まず、戦前の反省という視点から改革が行なわれた日本とは異なり、朝鮮の場合は、日本式教育を払拭すると同時に、これまで抑圧されていた高等教育への進学機会の拡大を最も重要な目標とした。そして、これに従って新たな高等学校制度が定められることとなった。新たに制定された高等学校は、教育の機会均等の原則に基づき、3年制の男女共学が基本原則とされた。カリキュラムに関しては、特にアメリカの影響を強く受け、英語科目と社会科目が新設された。また、高等学校が実社会へと繋がる教育段階であることから実業教育の完成の機能を担うようになり、職業教育が重視されることとなった。

以上、戦後韓国に対するアメリカの教育政策と、その指針に基づく韓国の高校教育における改革案を考察した。今後の課題としては、戦後以降から現在に至るまでの韓国における高校教育を検討し、さらに日本との比較を通じて、日韓両国における高等学校が歴史的展開の中でどのように位置づけられて始まり、その後、いかなる相違が現れたかを検討する必要がある。

参考文献

- 김국태 「解放3年과 米軍1-米國務省秘密 外交文書」 서울:돌베개, 1984年。
 김동구 「米軍政期間중米국의韓國대한教育政策」『教育学研究』第30卷第4号、韓國教育学会、pp119~135。
 김인용 「解放戰後、韓國과 日本의 教育政策」『教育思想研究』第22卷第3号、韓國教育思想研究会、2008年。
 김인용 「米軍政期 韓國教育의 展開過程 연구」 부산대修士論文、1992。
 김태미 「米軍政期 韓國高等教育改革에 관한考察」梨花女子大學校修士論文、1987

戦後韓国における教育改革

年。

- 시장이 「韓國에서의 米軍政의 教育政策」 延世大学校大学院修士論文、1990年。
- 손인수 「米軍政と教育政策」 서울:민영사、1992年。
- 「韓國近代教育史」 延世大学校出版部、1971年。
- 오옥환 최정실 「米軍占領時代の韓國教育」 서울:지식산업사、1993年。
- 오친식 「韓國新教育史」 현대교육총서출판사、1964年。
- 이광호 「米軍政의 教育政策 解放 戰後史의 認識2」 한길사、1985年。
- 이광호 「米軍政期 韓國教育의 體制形成에 關한 考察」 延世大学校大学院修士論文、1983年。
- 이미숙 「民族分斷과 韓國教育」 학민사、1986年。
- 정수태 「米軍政期、韓國教育史資料集(上) 1945~1948」 弘芝苑、1994年。
- 한준성 「米國의 文化浸透와 韓國教育 解放 戰後史認識3」 한길사、1987年。

註

- (1) 「朝鮮教育令」は全30条から成り、第一章「綱領」と第二章「学校」の二部で構成されている。
- (2) 朝鮮總督府内務部學務局「朝鮮教育要覽」大正4年12月25日、「日本植民地教育政策史料集成」(朝鮮編)第1卷、龍溪書舍、1987年、p10。
- (3) 朝鮮總督府内務部學務局「朝鮮教育要覽」大正4年12月25日、「日本植民地教育政策史料集成」(朝鮮編)第1卷、龍溪書舍、1987年、p10。
- (4) 佐野通夫「日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応」社会評論社、2006年2月25日、p55。
- (5) 佐野通夫「日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応」社会評論社、2006年2月25日、pp66~82。
- (6) 김국태익 「解放3年と米國1」, 들배개, 1984년, 58p。
- (7) 손인수 「米軍政と教育政策」 민영사, 1992年, 50p。
- (8) ロッカードは軍に入る前、シカゴのある短期大学の英語教師を勤めた経験があった。しかし、教育行政・教育制度についての専門的な知識はほとんどなかった。
- (9) 손인수 「米軍政と教育政策」 민영사, 1992年, 217p。
- (10) 李吉相編「米軍政廳官報」Official Gazette United States Army Military Government in Korea, (Ordinance Number 6) Vol.No.1, pp104-107。
- (11) この法令は、当時、學務局の職員であった사공환(朝鮮總督府、學務局の學務課に勤務)と이흥송(朝鮮總督府、學務局の私學課事務官)によって起草されたものである。
- (12) 손인수 「米軍政と教育政策」 민영사, 1992年, pp226~229。
- (13) 鄭泰秀「米軍政期、韓國教育史資料集(上) 米軍序内部教育政策文書」弘芝苑、1994年、pp628~633。日本語訳は筆者が作成。

国際日本学論叢

- (14) 吳天錫『韓国新教育史（下）』光明出版社、1945年、p 28。
- (15) USAMGIK、〈Summation of U.S. army military government Activities in Korea〉No.8、1964年、p83、からの引用。
- (16) 崔慶秀「米軍政期 韓国教育政策に関する考察」淑明女子大学、教育学修士論文、p81、から引用。
- (17) 国民学校の場合、1946年度の増加率は、学生31.8%、教員20.8%、学校3.1%を見せており、1947年度は学生1.1%、教員7.7%、学校4.6%を示している。解放直前と比べると、学生は約41.5%の増加率を見せ、約2倍増加している。前掲『米軍政と教育政策』민영사、1992年、p251。
- (18) 関英子「米軍政下における韓国人の教育再建努力」、龍溪書舎、2004年、p145。
- (19) 関英子、前掲書、p148。

Education reform in South Korea after World War II

Sooyeon Kim

Institute of International Japan-Studies Academic Researcher

Abstract

Japan and South Korea's education has changed greatly after the end of World War II.

America have developed the post-war policies regarding to Korea in the period of the World War II.

This research explored how American policies on Korean Education was planned, adapted and applied during the period of U. S. Military Government, 1945-1948.

In order to obtain and analyze the necessary data conceptual-logical analysis, ethnography and historiography were employed. The goal of this research is the following two points.

First, consider the education policy of South Korea as viewed by the United States, and secondly, South Korea's review of its education policy. More specifically, we review the United States has created "Korea's education policy", and the educational policy of the Korean Committee on Education.

As a research method, compare the historical materials of the Japan and the Korea, do the analysis.